

発議案第3号

矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和4年3月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	高橋安子
賛成者	〃	昆秀一
〃	〃	小笠原佳子
〃	〃	廣田清実
〃	〃	小川文子

## 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書

矢巾町営火葬場（斎苑）の整備検討について、火葬炉の改修を進め今後の火葬場（斎苑）のあり方について検討を進めていくことを求めます。

### 【理由】

矢巾町斎苑は、昭和61年6月から供用が開始され建築から約35年が経過した。耐用年数については10年ほど残っているが、当時に比較して人口が大幅に増加したことや岩手医科大学付属病院の移転により献体等での利用や町外の利用者数も多くなっており、会葬者の待合室不足や炉の劣化が進み交換や修理が必要な状況である。第7次矢巾町総合計画後期基本計画では、火葬炉の改修を進めていき今後の火葬場のあり方について移転も含めた検討を進めるとなっていること、移転となった場合の移転先との合意形成に時間を要することが考えられます。

つきましては、矢巾町営火葬場の今後のあり方について早期に検討を行われまそう下記事項を要望します。

### 記

今後の墓地のあり方を考慮し、火葬場施設周辺に永代供養を含めた公営墓地等の環境整備もあわせて検討すること。

移転先を検討する場合は、要望のあった岩清水地区内行政区民が理解されていることから、移転候補地として検討すること。

上記のとおり、意見書を提出する。

令和4年3月17日

矢巾町長 高橋昌造様

矢巾町議会

議長 藤原由巳

発議案第4号

徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	山崎道夫
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	川村よし子
〃	〃	長谷川和男
〃	〃	高橋七郎

## 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書

徳丹城跡周辺は、昭和44年に国指定史跡となって以来、保存と利活用のため関係者は移転し、当時の活気と賑わいが失われています。

平成31年3月に史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本計画（改訂版）が策定され、令和2年度から5カ年計画で史跡公園としての整備が進められています。駐車場等も含め史跡の整備は進んできてはいるものの、関係者や地域住民が望む地域の活性化には、まだ至っていないところです。

地域資源である徳丹城跡を活用し観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点の整備を実現させ、徳丹城史跡周辺の活性化につながるよう下記事項を要望します。

### 記

- 1 史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本計画（改訂版）では、まちづくりの一環で「民間企業やまちづくり組織等と連携して企画、実施運営を図る」と示されており、速やかに官民共同の検討委員会等の協議の場の設置を求める。
- 2 観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点整備の実現に向け、総合的な視野で国の支援制度等を探究し活用につなげること。
- 3 第8次矢巾町総合計画に交流拠点整備を盛り込み、観光振興及び地域活性化の取り組みを加速させること。

上記のとおり意見書を提出する。

令和4年3月17日

矢巾町長 高橋昌造 様

矢巾町議会

議長 藤原由巳

発議案第5号

安全・安心の医療・介護・福祉の実現といのちと健康を守るための  
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第  
14条の規定により提出する。

令和4年3月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	赤丸秀雄
賛成者	〃	藤原信悦
〃	〃	谷上知子
〃	〃	村松信一
〃	〃	水本淳一
〃	〃	廣田光男

## 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と 国民のいのちと健康を守るための意見書

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師、看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

加えて、75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から下記の事項について国に要望します。

### 記

- 1 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること
  - ① 医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
  - ② 公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
- 2 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
- 3 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月17日

内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	金子恭之	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿

内閣官房長官	松	野	博	一	殿
衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿

県選出国會議員

衆議院議員	小	沢	一	郎	殿	
〃	鈴	木	俊	一	殿	
〃	階			猛	殿	
〃	藤	原		崇	殿	
参議院議員	木	戸	口	英	司	殿
〃	横	澤	高	徳	殿	

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 藤原由巳

発議案第6号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	山崎道夫
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	川村よし子
〃	〃	長谷川和男
〃	〃	高橋七郎



## 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化の進行、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にあります。こうした中、令和3年11月30日、農林水産省から「水田活用の直接支払交付金の見直し」が示されました。特にも交付対象水田の扱いについて、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる懸念が懸念されます。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾燥牧草も高騰が続いている中で、令和4年度からの運用は余りにも急であり、現場に混乱をきたしています。

については、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じないように、下記事項について要請いたします。

### 記

- 1 交付金の対象水田から除外されることにより、農地の維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、水田活用交付金の見直しに関して、現場の生産者の意見を聴取した上で、一旦白紙とすること。
- 2 今後、主食用米の作付に転換を進めるにあたっては、生産者が営農意欲を失わず、生産活動に取り組めるよう予算の充実確保や、畑作化への継続支援に加え、販路等の新規確保を行うなど、安定的な新たな支援措置を構築すること。
- 3 多年生作物の扱いについては、畜産農家の多くが自給飼料確保のために水田に牧草を作付しているが、今回のような唐突な見直しにより生産現場に大きな混乱が生じており、畜産農家の営農意欲の減退や営農断念が生じないように適正かつ慎重な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月17日

内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	金子原二郎	殿
内閣官房長官	松野博一	殿
衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿

県選出国會議員

衆議院議員 小 沢 一 郎 殿

〃 鈴 木 俊 一 殿

〃 階 猛 殿

〃 藤 原 崇 殿

参議院議員 木戸口 英 司 殿

〃 横 澤 高 徳 殿

岩手県紫波郡矢巾町議会

議 長 藤 原 由 巳

発議案第7号

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

## ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう許されない軍事的暴挙に他ならない。

一方的に現状を変更しようとする、力を背景とした軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の侵略で、明らかな国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて容認できない。

よって、本町議会はロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害、核兵器の使用を示唆する発言に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から全ての軍隊を即時無条件で撤退させること及び国際法に基づく誠意をもった対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月17日

矢巾町議会